

消地協第173号
令和2年7月10日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官
(公印省略)

地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和2年度第2次補正予算）の総額等の取扱いの変更について（通知）

令和2年6月12日付け消地協第143号において通知した「地方消費者行政強化交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の取扱いについては、令和2年6月12日付け消地協第144号において通知したところですが、以下のとおり変更することとします。

交付要綱第5中の別に定める強化事業留保額は、5億円とする。